

弁護士 井上 洋一

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

これから企業に 求められる 「過労死等防止対策」

◆過労死等の定義

過労死等とは、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害」と定義されています（厚生労働省資料）。

◆「過労死等防止対策推進法」が成立！

脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数のうち、死亡に係る件数は160件に至り（平成14年度）、それ以降も100件を超えて推移しています。

また、精神障害に係る労災支給決定件数のうち、自殺（未遂を含む）に係るものは平成18年度以降60件を超えて推移しており、平成24年度には93件に上っています。

このような過労死等が、本人はもとより、その遺族または家族のみならず日本社会に

とっても大きな損失であり、社会問題になっていることを受け、昨年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、同年11月1日から施行されています。

◆大綱の位置付けと骨子案のポイント

上記の新法では、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するための大綱を定めなければならないと規定されていることから、「過労死等の防止のための対策に関する大綱（案）骨子」が4月6日に発表されました。

国が取り組む対策として、主に以下のことが挙げられています。

- ・職場環境や実態の把握と過労死や病気との関係調査研究等
- ・企業や労働者への啓発
- ・相談体制の整備等

◆企業に求められる 今後の取組み

企業には、国が取り組む対策に協力すること、そして主に以下のような対策が求めら

れます。

- ・長時間労働の削減のための対策
- ・過重労働防止対策に必要な知識を習得するため、事業主や労務担当者を対象にしたセミナーの実施
- ・年次有給休暇の取得促進
- ・職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

大綱は夏頃までにまとめられる予定ですので、企業にはその大綱に沿った具体的な対策が求められることになるでしょう。

今年度の新入社員の特徴 と働くことに対する意識 の変化

◆今年度の新入社員は 「消せるボールペン型」

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」では、毎年、新入社員の特徴をその年の流行などに例えて発表しています。

平成27年度の新入社員のタイプは「消せるボールペン型」と発表し、その特徴をまとめました。

海外でもヒットし、オフィスでも定着している消せるボールペン。今年度の新入社員は、「見かけは皆同じボールペン（新入社員）ですが、その資質や特性は変化していて、見かけだけで判断せず、その最大の特質である書き直しができる機能（変化に対応できる柔軟性）を活かして活躍してほしい」という意味で命名されたそうです。

◆熱血指導には注意が必要

インクの色を摩擦熱によって透明にする消せるボールペンは、温度の高いところに不用意に書類を置くと文字が消えてしまいます。

つまり、新入社員を即戦力にしようと思い、熱を入れる（熱血指導する）と、色（個性）を消してしまったり、インクが切れてしまったり（すぐに離職してしまう）するという欠点を併せ持っているとのこと。

企業は、彼らを酷使しすぎて「ブラック企業」と誤解されないよう注意が必要です。

◆積極採用は新入社員の意識にどう影響するか？

近年の景気回復と人手不足に伴い、企業は新卒採用を積極的に行う傾向にあります。

厚生労働省と文部科学省の発表によると、2月1日時点での大学生の内定率は86.7%で、これは2008年のリーマンショック前の水準に近づいたこととなります。

しかし、新入社員の離職率は過去10年分のデータを見ても、高卒・短大卒は約4割、大卒では約3割が入社3年以内に離職しています。

また、同本部が毎年6月に発表している「働くこと意識」調査では、「この会社でずっと働きたいか」への回答は、「定年まで勤めたい」が、平成26年度は28.8%と減少しています。

このような背景もあり、今年度の意識調査の結果が目されています。新入社員の早期離職を防ぐために、企業は「この会社で定年まで働きたい」と思われる職場環境を会社全体で作りと、育てていくような心がける必要があると言えます。

5月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

6月1日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]

- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～

今回は、過労死等防止対策の話題を取り上げました。

とくに、精神障害に係る労災支給決定件数は増加の一途を辿っており、企業の労務管理にとって、メンタルヘルス対策は、避けて通ることができない課題となっています。

当事務所の弁護士も、衛生工学衛生管理者、心理相談員(中央労働災害防止協会)として、メンタルヘルス対策に注力して参りましたが、この度、産業カウンセラー資格を取得しました。

今後は、カウンセラー資格を有する弁護士として、専門性の高い法的サービスを提供していく所存です。